

令和 8 年度第 2 回倶知安警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 1 時 55 分から午後 3 時 20 分までの間

2 開催場所

札幌方面倶知安警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 5 名（定員 8 名）

会 長 高木 智美
副会長 首藤 一幸
委 員 佐竹 三郎
委 員 クリストファー ジョージ ヒップリング
委 員 藤堂 智子

(2) 警 察 署 8 名

署 長 忠石 雅康
副 署 長 田村 信人
警務課長 後藤 充宏（庶務担当）
生安課長 山田 剛
地域課長 豊永 晃弘
刑事課長 玉川 努
交通課長 及川 光康
警備課長 浜出 真人

4 協議会内容

(1) 開会

(2) 倶知安警察署協議会 会長挨拶

(3) 業務概況説明

ア 刑法犯の認知状況
イ 警察安全相談等の受理状況
ウ DV・ストーカー・児童虐待事案の取扱状況
エ 人身交通事故の発生状況
オ 主要な刑事、交通事件検挙
カ 本年の被害者支援の取組
キ 警察署の取組

(5) 話 題

ア 山岳遭難の現状について【警備課長】
イ 改正道路交通法（生活道路における自動車の法定速度引下げ）について【交通課長】
ウ 外国人と住民が共に安心して暮らせる治安づくりについて

(6) 質疑・応答

ア 山岳遭難の現状

【委員①】

昨今富士山山岳遭難救助の関係で費用問題が取り沙汰されていますが、北海道警察における救助費用についてはどのようなになっているのでしょうか。

ニセコ管内ではバックカントリースキーの山岳救助が多いようですが、立入禁止区域に入って遭難した方は自身で負担するのでしょうか。

【署長】

北海道警察・道警ヘリなどの公的機関が行う山岳救助は、原則として遭難者本人には請求されません。ただし、民間団体やスキー場の独自パトロール隊が捜索・救助に当たると費用がかかることがあります。

イ 改正道路交通法

【委員②】

生活道路における自動車の法定速度が時速30キロに引下げになっていますが、これを外国人観光客にどのように教えればよいでしょうか。

【交通課長】

国により法律が様々であることから、啓発グッズを活用して地道かつ継続的に取り組んでいくことが重要になります。

北海道警察ではシミュレーター装置を用いた周知活動も実際にしていますが、関係機関や観光・レンタカー事業者と連携しながら継続して広報していく必要があります。

【委員③】

倶知安管内で今回法定速度が引き下げられた対象道路はありますか。

【交通課長】

生活道路については、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的に狭い道路なので、約半数の道路が該当することになります。

市街地のメイン道路から一本中に入ってしまうと、ほとんどが生活道路ですので、住宅街はほぼ該当することになります。

ウ 外国人と住民が共に安心して暮らせる治安づくり

【委員④】

警察では、各種取締り以外で外国人と関わる窓口はあるのでしょうか。

【警備課長】

外国人が生活習慣の違いで孤立化することを防ぐ目的で、技能実習生として来日した外国人などに対して、日本のルールや110番通報の仕方、自転車の盗難、災害発生時における対応などについて説明する活動を行っています。

実際に参加された外国人の方からは、「駐在の警察官が色々なことを教えてくれた。」「住んでいる場所の避難所を知ることができた。」「より一層安心感を感じることができた。」といった意見が寄せられています。

【委員④】

今後外国人が困ったことがあった時にどこに連絡すればよいのかわかるようなチラシがあればいいのかなと思います。

【署長】

外国人の孤立化を防止するため、より身近にいる警察官が対策をしています。

我々警察は、羊蹄山麓の皆さんが安心して暮らせるよう対応していきます。

5 前回協議会開催時からの要望

○ 防犯パトロールの強化及び巡回連絡の徹底をしてほしい

⇒ 倶知安警察署管内の犯罪の未然防止を図る目的で、警察車両及び警察官による防犯パトロールを行いました。また、継続的に犯罪の未然防止を図るため、レッド警戒活動や、警察官による巡回連絡を行っています。

6 次回の開催予定等

- (1) 開催日 令和8年12月（令和8年度第3回）
- (2) 議題 後刻決定予定